

日本泌尿器科学会神奈川地方会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、日本泌尿器科学会神奈川地方会と称する。
- 第2条 本会は、事務所を会長所属の施設におく。
- 第3条 本会は、日本泌尿器科学会の神奈川地方部会として泌尿器科学および隣接科学の進歩、普及に寄与すると共に会員相互の親睦を計ることを目的とする。
- 第4条 本会所属地域は、神奈川一円およびその隣接地域を主体とするが、この他遠隔地域の希望者も入会することができる。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 地方会の開催時期および開催形式
年2回（2月、9月）開催は、日本泌尿器科学会神奈川地方会の主催とする。
但し、会長が必要と認めた場合は、期日の変更または、臨時の会を開くことができる。

第2章 会員

- 第6条 会員を個人会員、団体加入会員、および賛助会員の3種とする。
個人会員は、医師で所定の会費を負担するもの。
団体加入会員は、大学または病院の医局に所属する医師で教室または病院医局単位で所定の会費をとり纏め納めるもの。
賛助会員は、医師でない団体または個人で所定の会費を負担するものである。
- 第7条 会員となるには、会長の許可を要し、住所、氏名、生年月日、年齢、出身学校、卒業年度、役職を記し、会費を添えて事務局に申し込む。
- 第8条 会員以外のものは、地方会への出席ならびに学術発表はできない。特別の場合は、会長の許可を要する。
- 第9条 左記事項に該当するものは、除名処分をすることがある。
1. 会費2年連続未納者。
 2. 本会会員としての業務に違反、または本会の名誉を傷つける行為のあった場合。
- 第10条 会費は、当分次の如く定める。
1. 個人会員 年額 2000円
 2. 団体加入会員 医師数×2000円
 3. 賛助会員 団体：年額30000円、個人：年額5000円
 4. 名誉会員 年会費・参加費 は免除とする。
- 第11条 納入した会費は如何なる理由があっても返還しない。

第3章 役員

- 第12条 本会は、役員を次の如く定める。
1. 会 長 1名
副会長 1名
監 事 2名
運営委員 若干名

2. 会長、副会長は、会員中から選任される。
3. 運営委員および顧問は、会長がこれを委嘱し、任期は2年とするが、再任を妨げない。
4. 会長は、本会を代表して会務を統括処理する。会長事故あるときは、副会長が代行し、両者事故あるときは、会長より委嘱された監事または運営委員がこれにあたる。
5. 監事は、運営委員会で推薦し、会計を監査する。
6. 運営委員会（適時顧問を加える）は、必要に応じ会長が招集する。審議された事項は、その都度地方会にて会員に報告同意を求める。
7. 運営委員は、会長の諮問に応じ、会長、副会長の推薦、除名処分、その他の重要事項について審議する。
8. 本会事務は、会長により委嘱された専任者が処理する。

第13条 会長は、年度末に次の報告を行う。

1. 事業計画ならびに事業報告、収支予算ならびに決算。
2. 財産目録（会費、寄附金、その他）。
3. 運営委員会にて必要と認めた事項。
4. その他。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり次年3月31日に終わる。

第15条 財産は、郵便貯金または銀行当座預金として事務所内に保管する。

第16条 本会則は、平成8年9月12日より施行する。

附則

以下、平成27年9月17日に承認。同日を以って施行する。

- | | |
|-------------|--|
| 第1章 総則 第5条 | 2. 名簿の発行の削除 |
| 同 | 3. 他学会との知識の交流、特別講演、シンポジウム、来訪外人の講演、歓迎等の削除 |
| 第2章 会員 第10条 | 4. 名誉会員 年会費・参加費項目の追記 |
| 第2章 会員 第12条 | 5. 顧問の削除 |

以下、令和4年9月15日に承認。同日を以って施行する。

- | | |
|-------------|-------------------|
| 第3章 役員 第12条 | 2. 任期は、各々1年とするの削除 |
|-------------|-------------------|